

車検時の自動車税納税証明書の提示が省略可能になりました！

平成27年4月より、継続検査・構造等変更検査（車検）を受ける運輸支局・自動車検査登録事務所において、自動車税の納税確認を電子的に行うことが可能になりました。そのため、車検時に必要となる納税証明書の提示を省略できます。また、納税証明書紛失時の再交付申請も不要になります。

ただし、納付後、運輸支局・自動車検査登録事務所にて納税確認ができるまで、最大で10日程度かかります。この期間内に車検を受ける場合には、金融機関・コンビニ等の窓口で納付の上、納付書右端の自動車税納税証明書（継続検査等用）をご提示ください。

また、平成27年度に東京都から他道府県へ転出した自動車については、平成28年5月30日までの間、運輸支局・自動車検査登録事務所での納税確認できない場合がありますので、納付書右端の自動車税納税証明書（継続検査等用）をご提示ください。

なお、納税確認の電子化に伴い、Pay-easy やクレジットカードによる納付の際に郵送していたはがきサイズの納税証明書は、平成28年3月末をもって終了しました。

詳しくは、各都税事務所にお問合せください。

